

事件名：書籍電子化受託禁止事件

法分野：著作権法

東京地判平成25年9月30日・平成24年（ワ）第33525号著作権侵害差止等請求事件

[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/598/083598\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/598/083598_hanrei.pdf)**【事案の概要】**

法人被告2社は、電子ファイル化の委託があった書籍について、書籍を裁断した上で、権利者の許諾を受けることなくスキャナーで書籍を読み取り、電子ファイルを依頼者に納品している。

原告7名はいずれも著名な小説家、漫画家、漫画原作者であり、その作品が上記スキャニング受託の対象に含まれる蓋然性が高いとして、複製権が侵害されるおそれがあるとして、

- ① 著作権法112条1項に基づく差止請求として、委託を受けた原告作品の電子的方法による複製禁止
- ② 不法行為（著作権侵害のおそれがある状況を自ら作出し、質問書や通知書を無視して事業を継続し、任意には解消しない姿勢を示し、原告が差止請求訴訟をせざるを得なくした）に基づく損害賠償として、各法人被告と代表者個人に対し、それぞれ弁護士費用相当額（各21万円）の支払

を請求した。

**【主要争点】**

## 1. 差止請求の成否

- ① 複製と言えるために、複製物の数の増加を要するか  
 (原告) 書籍のスキャニングは有形的再製である。  
 (被告) 複製といえるためには、有形的に再製するに加え、当該再製行為により複製物の数を増加させることが必要である。けだし、増加しない限り、著作者の経済的利益を害することはないからである。  
 電子化に際して、書籍を裁断して廃棄するから、複製にあたらぬ。

- ② 法人被告らのスキャニングは私的使用のための複製の補助として適法か（複製の主体は誰か）

(原告)

- ・ 利用者はスキャン等の複製に関する作業に関わることは一切無い。
- ・ 一方、法人被告らは複製にかかる一連の作業のすべてを実行している。
- ・ 法人被告らは、注文した不特定多数の利用者から対価を得て上記の作業を行っている。  
 → 法人被告が複製の主体であることは明らか  
 法人被告の複製目的が30条1項を充たさないことは明らか

(被告)

- 被告S：手足として補助的立場で電子データ化を行っているだけであり、30条1項の範囲  
 被告D：主体性の判断の際には、物理的な行為を行う者ではなく、「複製」に向けての因果の流れを開始し支配している者が複製の主体であるというべき。

- ③ 差止請求は権利濫用にあたるか（スキャン代行の規模は微々たるもの。是非については社会的に多様な意見がありうる）

## 2. 損害賠償請求の成否

- ① 法益侵害の認識の有無（被告は違法性の認識がないと主張したが法的位置づけは不明。）
- ② 損害額（印刷物の部数は増加しないので損害はないとの主張。）

**【争点に対する判断】（結論：）****判示事項1：差止請求認容**

## 1) 複製の主体は誰か

有形的再製を実現するためには、複数の段階からなる一連の行為が行われる場合があり、そのような場合には、有形的結果の発生に関与した複数の者のうち、誰を複製の主体とみるかという問題が生じる。  
この問題については、複製の実現における枢要な行為をした者は誰かという見地から検討するのが相

当であり、重要な行為及びその主体については、個々の事案において、複製の対象、複製物への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して判断するのが相当である（最高裁平成21年（受）第788号同23年1月20日第一小法廷判決・民集65巻1号399頁参照 報告者注：ロクラクII事件）。

本件における複製は、・・・①利用者が法人被告らに書籍の電子ファイル化を申し込む、②利用者は、法人被告らに書籍を送付する、③法人被告らは書籍を法人被告らが管理するスキャナーで読み込み電子ファイル化する、④完成した電子ファイルを利用者がインターネットにより電子ファイルのままダウンロードするか又はDVD等の媒体に記録されたものとして受領する・・・。

・・・電子ファイル化により有形的再製が完成するまでの利用者と法人被告らの関与の内容、程度等をみると、・・・書籍を法人被告らに送付するのは利用者であるが、その後の書籍の電子ファイル化という作業に関与しているのは専ら法人被告であり、利用者は同作業には全く関与していない。

・・・本件における複製は、書籍を電子ファイル化するという点に特色があり、電子ファイル化の作業が複製における重要な行為というべきであるところ、その重要な行為をしているのは法人被告らであって、利用者ではない。

・・・電子ファイル化における作業の具体的内容をみるならば、抽象的には利用者が因果の流れを支配しているようにみえるとしても、有形的再製の中核をなす電子ファイル化の作業は法人被告らの管理下にあるとみられるのであって、複製における重要な行為を法人被告らが行っているとみるのが相当である。

・・・利用者がその手足として他の者を利用して複製を行う場合に、「その使用する者が複製する」と評価できる場合もあるであろうが、そのためには、具体的事情の下において、手足とされるものの行為が複製のための重要な行為であって、その重要な行為が利用者の管理下にあるとみられることが必要である。

【参考・ロクラクII最判/最一小判平成23年1月20日（H21（受）第788号）】

「複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当であるところ、上記の場合、サービス提供者は、単に複製を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず、その管理、支配下において、放送を受信して複製機器に対して放送番組等に係る情報を入力するという、複製機器を用いた放送番組等の複製の実現における重要な行為をしており、複製時におけるサービス提供者の上記各行為がなければ、当該サービスの利用者が録画の指示をしても、放送番組等の複製をすることはおよそ不可能なのであり、サービス提供者を複製の主体というに十分であるからである。」

2) 「複製」というために複製物の数の増加は要するか  
要しない。

## 判示事項2：弁護士費用相当の損害賠償請求認容

著作権法112条1項に基づく差止請求権は、・・・弁護士に委任しなければ十分な訴訟活動を行うことが困難な類型に属する請求権であるといえることができる。

したがって、著作権者が、著作権法112条1項に基づく差止めを請求するため訴えを提起することを余儀なくされ、訴訟追行を弁護士に委任した場合には、その弁護士費用は、事案の難易その他諸般の事情を斟酌して相当と認められる額の範囲内のものに限り、著作権侵害（又はそのおそれ）と相当因果関係に立つ損害というべきである。

→被告らが、原告からの質問に回答しなかったことや、スキャニング依頼に応じたことをもって、弁護士費用相当額の損害賠償請求を認めた。

**【コメント】**

複製主体の認定基準について、管理支配と利益帰属という基準を用いたカラオケ法理を用いず、ロクラクⅡ事件の判示を若干モディファイして用いた事件と評価できようか。

ただ、複製主体の認定基準についての最高裁の判示は、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮するという点にあると考えるべきであり、行為の枢要性は上記諸要素のうちの一ファクターに過ぎないと考えるべきではないか。

けだし、本件事件の判示のように、枢要な行為を行っている者は誰かという基準を重視しすぎると、「枢要」自体、基準として明確とは言い難く、却って、主体性の認定を誤るおそれがある。実際、本判決は、枢要な行為をしている者であっても手足でありうる者があると判示している点は矛盾に見える。

そもそも、本件の複製主体が自ら事業として電子化作業を行っている被告らであることは、行為の枢要性云々を論じるまでもなく可能であったのではないかと思われる。

また、著作権侵害の「おそれ」を生じさせ、かつ質問回答をせずに訴訟提起をせざるを得なくさせたことを不法行為として、弁護士費用を「おそれ」との因果関係のある損害として賠償を認めた点は興味深い。

**【参考文献等】**

- ・ 柴田義明 判評（ロクラクⅡ事件）L&T 51号4月号105頁（2011年）
- ・ 小泉直樹 判評（同事件）判例評論 633号36頁（枢要性と不可欠性を基準として重視した捉え方をしており、本判決の発想に近いように思われる。）